

職員退職給与規程

(退職手当)

有給の職員が退職又は死亡したときは、退職手当を支給する。

(退職手当の額)

退職手当の額は、次表の金額とする。但し、平成10年4月1日からの採用者は、勤続年数21年目から増加率を二分の一とする。

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
6月未満	0	22 年	23.4
6月以上	0.6	23	24.6
1 年	0.6	24	25.8
2	1.2	25	28.375
3	1.8	26	30.95
4	2.4	27	33.525
5	3.0	28	36.1
6	4.5	29	38.675
7	5.25	30	41.25
8	6.0	31	42.625
9	6.75	32	44.0
10	7.5	33	45.375
11	11.1	34	46.75
12	12.2	35	48.125
13	13.3	36	49.5
14	14.4	37	50.875
15	15.5	38	52.25
16	16.6	39	53.625
17	17.7	40	55.0
18	18.8	41	56.375
19	19.9	42	57.75
20	21.0	43	59.125
21	22.2	44	60.0

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の日（平成24年4月1日）から施行する。
（平成24年3月21日理事会議決）